



令和6年6月28日

鹿児島県知事

殿

主たる事務所の所在地 鹿児島市加治屋町1番18号
医療法人 寿洋会
理事長 児玉和剛

決 算 届

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

(添付書類)

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書

(注)

- 1 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所、介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。
- 2 提出は、毎会計年度終了後3月以内である。
- 3 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項(組合等登記令(昭和39年政令第29号)別表の資産の総額)の変更の登記が必要である。

〔別紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人寿洋会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市加治屋町1番18号
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和62年 3月 4日
 (4) 設立登記年月日 昭和62年 3月 7日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	柿本寺ビル四 元歯科	4630133546	鹿児島市加治屋町1番 18号	

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
 令和5年5月27日 前年度決算の決定
 令和6年3月30日 次年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人寿洋会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市加治屋町1番18号

財 産 目 録

(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	45,107 千円
2. 負 債 額	42,022 千円
3. 純 資 産 額	3,085 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	29,660
B 固 定 資 産	15,001
C 繰 延 資 産	445
D 資 産 合 計 (A+B+C)	45,107
E 負 債 合 計	42,022
F 純 資 産 (D-E)	3,085

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人寿洋会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市加治屋町1番18号

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	29,660	I 流動負債	2,959
II 固定資産	15,001	II 固定負債	39,063
1 有形固定資産	5,704		
2 無形固定資産	92	負債合計	42,022
3 その他の資産	9,205	純資産の部	
III 繰延資産	445	科 目	金 額
		I 出 資 金	7,447
		II 積 立 金	△ 4,361
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	3,085
資産合計	45,107	負債・純資産合計	45,107

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人寿洋会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市加治屋町1番18号

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	58,825
2 事業費用	82,108
本来業務事業損失	23,283
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	23,283
II 事業外収益	683
III 事業外費用	196
経常損失	22,796
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	22,796
法人税等	71
当期純損失	22,867

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人寿洋会

所在地 鹿児島市加治屋町1番18号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人寿洋会

理事長 児玉 和剛 殿

私は、医療法人寿洋会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月25日

医療法人寿洋会

監事 正鬼 晋太郎